

平成30年度工事等事故防止重点対策項目を策定！

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故
2. 架空線に対する事故
3. 高所作業箇所からの墜落事故
4. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故
5. 重機の転倒・作業員等との接触事故
6. 吊り荷と作業員等との接触事故
7. 除草作業における事故

※高所作業箇所とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所

※壁等の倒壊による上方からの落下事故含む

※飛び石や機械との接触による人身、物損を含む

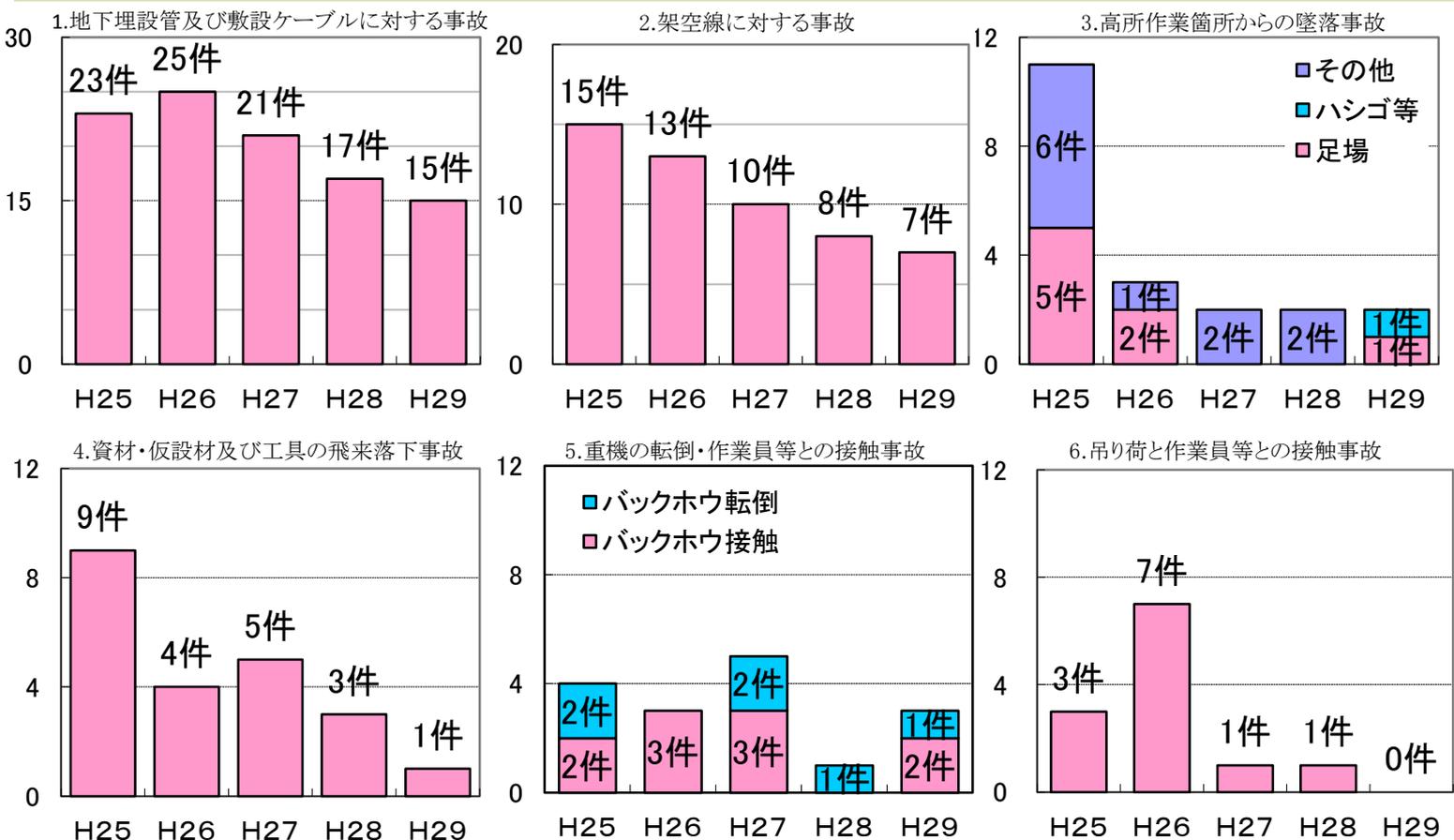
近畿地方整備局では、工事等における事故において、公衆へ大きな影響を及ぼす恐れがある事故や、ひとたび発生すると重大事故に繋がる恐れがある事故について「**工事等事故防止重点対策項目**」と位置付け、重点的に事故防止に取り組んでいます。

墜落事故・飛来事故、重機の転倒・作業員等との接触事故、吊り荷と作業員等との接触事故など着実に成果の出ている項目もありますが、これらは重大事故につながる危険要因であるため、継続して重点対策項目とすることで事故防止に万全を期することとします。受発注者が一体となった取り組みを行い、死亡災害ゼロ、事故撲滅を目指しましょう。

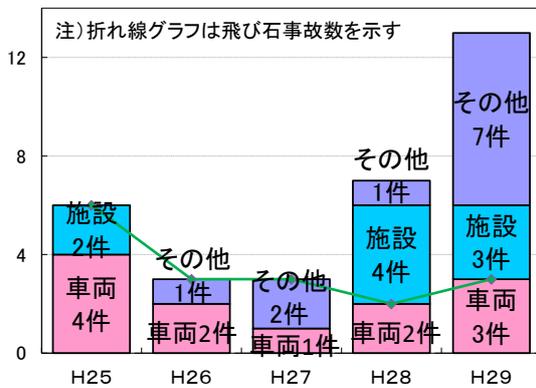


平成29年度工事等事故防止重点対策7項目における事故件数

(年度推移。H30.2.28暫定値)



7.除草作業における事故



『除草作業における事故』は、事故件数が減少したことから、H27年度に事故防止重点対策項目から除外されました。しかしH27年度の事故の多発し、除草機械との接触により死亡事故も発生したため、H28年度に重点対策項目に再策定されました。

今年度はH28年度の2倍近い事故が発生しました。搭乗式のハンドガイド式草刈機に巻き込まれ膝から下を切断した重傷事故、軽傷ながら遠隔操縦式草刈機に身体が挟まれる事故が発生しました。大型除草機は建設機械・重機と捉え着実な安全対策を講じましょう。

新規入場者教育について

新規入場者とは、「新しく現場に入ってきた職員、作業員」のことです。4月は新規入場者が多くなることから、十分な安全教育と特別な配慮が必要です。

●書類確認の徹底

必要な書類の提出を求めるだけでなく、持病や怪我の有無の確認を行いましょう。持病や怪我の有無の確認は、危険リスクを事前に排除することができます。なお、プライバシーには配慮しながら実施してください。

●安全教育の実施

新規入場者の多くは現場の状況、危険箇所や現場のルールなどについて知識・情報が十分ではありません。現場に入る前には事前に安全教育を行う必要があります。安全教育は各工事現場の状況や新規入場者の特性に即して行いましょう。写真や図面を使った分かりやすい資料、質疑応答によって新規入場者が現場で戸惑うことのないよう体制を整えましょう。

新規入場者教育の実施内容

- ① 作業所の安全衛生計画の内容(工事概要と作業所の方針)
- ② 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ③ 労働者に危険を生じる箇所の状況(危険有害箇所と立入禁止区域)
- ④ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ⑤ 避難の方法
- ⑥ 指揮命令系統
- ⑦ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑧ 安全衛生に関する規定

厚生労働省策定「元方事業者による建設現場安全管理指針」(H7.4)



●十分な声掛けと目配り

経験の浅い方は質問できないまま作業に入ってしまうケースがあります。疑問や不安が生じたら相談できるよう、積極的に声掛けを行いましょう。

現場はチームワーク作業のため、小さな作業でも合図や確認の声掛けが重要ですが、新規入場者はこの声掛けがスムーズにできないことがあります。周りが声掛けを行うことで新規入場者も声掛けをし易い雰囲気づくりをしましょう。

●ルールを守る必要性の理解

ルールによって現場全員の安全が保たれていることを理解し、責任ある行動を行うよう周知徹底しましょう。